

九州大学における日本学生支援機構大学院第一種学資金 返還免除候補者の選考に関する基準

平成26年4月18日
総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この基準は、独立行政法人日本学生支援機構施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条第2項に規定する第一種学資金の貸与に係る返還免除候補者の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

(返還免除候補者)

第2条 本学から独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に推薦する返還免除候補者は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生で、貸与期間終了時において、本学大学院在学中に特に優れた業績を挙げたと認められたものとする。

(選考)

第3条 返還免除候補者は、各学府からの推薦に基づき、九州大学学資金返還免除候補者学内選考委員会が選考する。

(評価項目)

第4条 返還免除候補者の選考に係る奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号）第47条第2項に規定する業績の種類ごとの評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学位論文その他の研究論文

- イ 新規性
- ロ 独創性
- ハ 学問領域への貢献
- ニ 国際的評価
- ホ 波及効果・発展性

(2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果

- イ 新規性
- ロ 独創性
- ハ 学問領域への貢献
- ニ 国際的評価
- ホ 波及効果・発展性

(3) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に定める試験及び審査の結果

- イ 専攻分野と幅広い関連分野の専門的知識・能力
- ロ 博士論文研究を行う分野に係る研究推進能力

(4) 著書、データベースその他の著作物

- イ 新規性
- ロ 独創性
- ハ 学問領域への貢献
- ニ 国際的評価
- ホ 波及効果・発展性

(5) 発 明

- イ 新規性
- ロ 独創性
- ハ 社会的貢献
- ニ 国際的評価

(6) 授業科目の成績

- イ 理論等の理解度
- ロ 研究方法の理解度
- ハ 研究展開能力
- ニ 発表・説明能力

(7) 研究又は教育に係る補助業務の実績

- イ 研究・実験方法の改善・工夫への貢献
- ロ 教育方法の改善・工夫への貢献

(8) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

- イ 発表会等の社会的位置付け

- ロ 国際的評価
- ハ 社会的反響
- ニ 受賞
- (9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- イ 社会貢献度
- (評価方法)

第5条 前条各号に掲げる評価項目に関する評価は、次表に掲げる5段階の評点区分及び評定基準により行うものとする。

| 評点区分 | 評 定 基 準 |
|------|----------|
| 5 | 非常に優れている |
| 4 | 優れている |
| 3 | 良好である |
| 2 | やや良好である |
| 1 | 普通 |

(学府推薦割当数及び学府への通知)

第6条 第3条の各学府からの推薦に当たっては、九州大学学資金返還免除候補者学内選考委員会が、機構から通知された推薦枠（機構からの通知以後、対象年度の末までに貸与期間終了者が生じたときは、当該終了者数の30%を上限に本学で追加した数を含む。以下「機構推薦枠」という。）に基づき、修士課程（一貫制博士課程の修士課程相当部分を含む。以下同じ。）、専門職大学院の課程及び博士後期課程（医学系学府、歯学府及び薬学府の博士課程、一貫制博士後期課程相当部分を含む。以下「博士課程」という。）別に各学府の返還免除候補者の対象となる者（以下「返還免除候補対象者」という。）の数に応じて学府推薦割当数を設定し、各学府長に当該学府の推薦割当数及び返還免除候補対象者の氏名を通知するものとする。

(学府での選考等)

- 第7条 各学府における返還免除候補者の選考に当たっては、当該学府における返還免除候補者の対象となる全ての者に係る在学中の業績を審査することとし、特に優れた業績を挙げたと認められる者について、当該業績を第4条及び第5条に規定する評価項目及び評価方法により評価するものとする。
- 2 学府長は、前項の評価により学府推薦候補者を決定したときは、当該候補者に推薦順位を付して、当該学府の推薦割当数の範囲内で総長に推薦するものとする。
 - 3 前項の推薦に当たっては、別に定める業績優秀者返還免除申請書、業績を証明する資料及び推薦理由書を提出するものとする。

(機構への推薦)

第8条 総長は、九州大学学資金返還免除候補者学内選考委員会の選考結果に基づき、機構推薦枠の範囲内で修士課程、専門職大学院の課程及び博士課程別に返還免除候補者の推薦順位を付して機構に推薦するものとする。

(事務)

第9条 返還免除候補者の選考に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、返還免除の選考に関し必要な事項は、総長が定める。

- 附 則
この基準は、平成17年 1月21日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成17年12月 8日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成18年12月20日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成25年 2月19日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成25年12月17日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成26年 4月 1日から施行する。